

参考資料 1

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号)

- 1 河 川 (略)
 - 2 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)
- ア COD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	/	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	/	
測 定 方 法		※ 1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に 掲げる方法	※ 2	告示付表 10 に 掲げる方法	/
備 考							
1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。（※ 1）							
3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。（※ 2）							
4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

※ 1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
 ※ 2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 (※ 1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。
 (※ 2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6（45の備考3を除く。）に定める方法	JIS K0102の46.3（46の備考9を除く。）に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		JIS K0102の53に定める方法	告示付表11に掲げる方法	告示付表12に掲げる方法	

エ 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値（河川及び湖沼）

（平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号）

（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7 mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	3 mg/L 以下		生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下		生物特 B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05 mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下		生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.08 mg/L 以下		生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1 mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	1 mg/L 以下		生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	1 mg/L 以下		生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	1 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河川 (略)

2 湖沼

ア COD等

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年 月 日
諏訪湖 (全 域)	A	ハ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
白樺湖 (全 域)	A	ロ	〃
蓼科湖 (全 域)	A	ロ	〃
猪名湖 (松原湖)(長湖、大月湖を含む) (全 域)	A	イ	県 S51. 5. 4 (県告第 280 号)
女神湖 (全 域)	A	イ	〃
みどり湖 (全 域)	A	イ	〃
美鈴湖 (全 域)	A	イ	〃
青木湖 (全 域)	AA	イ	〃
中綱湖 (全 域)	AA	ロ	〃
木崎湖 (全 域)	AA	ロ	〃
丸 池 (琵琶池を含む) (全 域)	A	ロ	〃
大座法師池 (全 域)	A	イ	〃
野尻湖 (全 域)	AA	ハ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	A	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)

イ 窒素・燐

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年 月 日	備 考
諏訪湖 (全 域)	IV	ハ	県 S59. 4. 12 (県告第 350 号)	} 全窒素については 当分の間適用しない。
青木湖 (全 域)	I	イ	県 S60. 3. 22 (県告第 250 号)	
中綱湖 (全 域)	II	ハ	〃	
木崎湖 (全 域)	II	ハ	〃	
野尻湖 (全 域)	I	ハ	県 H 元. 4. 10 (県告第 319 号)	} 全窒素の項目の基準値 を除く。
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	II	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)	

ウ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水	域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
諏訪湖	(全域)	湖沼生物A	イ	県 H25. 2. 25 (県告第 72 号)
白樺湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
蓼科湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
猪名湖	(長湖及び大月湖を含む全域 (松原湖))	湖沼生物A	イ	〃
女神湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
みどり湖	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
美鈴湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
青木湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
中綱湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
木崎湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
丸池	(琵琶池を含む全域)	湖沼生物A	イ	〃
大座法師池	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
野尻湖(1) (野尻湖(2)を除く。)		湖沼生物A	イ	〃
野尻湖(2) (亀石の標柱と金山の標柱を結んだ線の北西側)		湖沼生物特B	イ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全域)		湖沼生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成